

目標③【安心】

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

【施策の方向性 1】 身近な相談と地域支援体制の強化

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加などに伴い、相談内容が複雑かつ多様化し、在宅医療や認知症対策、虐待対応等、高度な専門性が必要な案件が増加しています。

また、家族等による日々の支援がないため、生活上の些細な困りごとを支えることが必要な高齢者も増加しています。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるように、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉・地域関係者の連携を強化し、身近なところで気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、高齢者に適切なサービスを提供できるように、地域包括支援センター職員がより多くの専門職と連携しスキルアップに取り組むとともに、地域特性を活かしたサービス提供の充実に取り組みます。

(基本的な施策 1) 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談と支援体制の充実

高齢者の複雑かつ多様化する相談に適切に対応するため、地域包括支援センターの機能強化・相談体制の更なる充実を図ります。

高齢者が身近な地域で気軽に相談できるように、地域包括支援センター職員が市民センターを巡回して相談を受ける窓口（地域包括支援センターブランチ）を順次設けるなど、重層的な相談支援体制づくりを進めます。

また、地域包括支援センターで地域ケア会議を開催し、事例検討から地域に共通する課題を発見・把握して、会議を積み重ねる中で地域関係者等とのネットワークの構築を推進していきます。

●地域包括支援センターの運営

No.	事業名 (担当課)	事業概要
103	<p>【拡充】</p> <p>地域包括支援センター 運営事業</p> <p>(保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、相談窓口としての周知をより一層図りつつ、全ての市民センターを巡回し、曜日を決めて、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じます。相談には、自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、「老老介護」などの家族介護のアセスメントや地域ケア会議の開催などを通じて、適正にケアマネジメントを実施します。また、関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職やNPOやボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進します。</p> <p>【地域における啓発活動】 25年度：20,435人 ⇒ 29年度：27,000人</p> <p>【地域包括支援センター相談件数】 25年度：179,974件 ⇒ 29年度：188,000件</p>

●様々な相談窓口機能の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
104	<p>高齢者住宅相談事業</p> <p>(保健福祉・高齢者支援課)</p>	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。

105	介護サービス相談員派遣事業 (保健福祉・介護保険課)	介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣し、利用者・家族からの相談に応じ、疑問・不満・不安の解消を図ります。 【派遣施設・事業所数】 25年度：130か所 ⇒ 29年度：130か所
106	心配ごと相談所運営委託事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	高齢者などの生計や家庭に関する問題など、民生委員が主体となって様々な心配ごとの相談に応じる「よろず相談」として、区役所や生涯学習センターなど、市民の身近なところで気軽に相談できる窓口を設置します。 【心配ごと相談所での相談件数】 25年度：1,129件 ⇒ 29年度：700件
107	出張所の機能強化 (市民文化スポーツ・区政課)	市民サービスの向上を図るため、大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。 【各出張所の保健福祉相談窓口における相談件数】 25年度：27,794件 ⇒ 29年度：30,000件

(基本的な施策2) 保健・医療・福祉・地域の連携強化

今後増加が見込まれる高齢者の在宅での療養生活を支えるため、在宅医療・介護連携の中核的役割を担う「在宅医療連携拠点」を設置し、在宅医療と介護の連携をさらに推進していきます。

また、保健・医療・福祉関係者、地域住民、行政などが連携しながら、「在宅介護」「認知症対策」「健康づくり」など、様々な課題に主体的に取り組む体制づくりを進めます。

●在宅医療・介護連携の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
108	【新規】 在宅医療・介護連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	<p>在宅医療連携拠点を整備し、在宅医療に関する専門相談への対応や多職種連携(情報共有の仕組みづくり、多職種連携研修など)の推進にかかる取組みを行います。また、在宅同行訪問研修や円滑な退院調整への支援を実施し、病院と在宅医療提供機関との連携を推進します。さらに、在宅医療にかかる診療所等の情報集約、在宅医療従事者研修、普及啓発講演会等を実施し、人材育成と普及啓発を図ります。あわせて、在宅医療連携拠点の評価を行う仕組みの導入を検討するほか、在宅医療資源調査等を活用し、評価指標・目標値を設定するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。</p> <p>【在宅看取り率】 25年度：11.7% ⇒ 29年度：13.0%</p>
109	かかりつけ医の普及啓発 (保健福祉・保健医療課)	<p>身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図っていきます。</p> <p>【かかりつけ医を決めている人の割合 ※北九州市高齢者等実態調査】 25年度：84.9% ⇒ 28年度：86.0%</p>
110	かかりつけ歯科医の普及啓発 (保健福祉・健康推進課)	<p>歯科保健医療は、「食べること」や「話すこと」を通して、生きていく上で基本的な生活基盤を支えています。かかりつけ歯科医は、高齢者の日常的歯科診療や訪問歯科診療、地域における健康づくりや介護予防において重要な役割を担い、高齢者の自立支援や社会参加に貢献しており、その普及啓発を行い定着を図ります。</p> <p>【かかりつけ歯科医を決めている人の割合(対象：一般高齢者)】 25年度：76.9% ⇒ 29年度：80.0%</p>

111	かかりつけ薬剤師等啓発事業 (保健福祉・医務業務課)	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。 【くすりのセミナーの実施回数】 25年度：11回 ⇒ 29年度：15回
再	認知症の早期発見・早期対応 促進事業 (保健福祉・精神保健福祉センター)	(再掲 №.75)

●保健・医療・福祉の連携強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
112	保健・医療・福祉・地域 連携システムの推進 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働して、支援の必要な人を、世代を超えて地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。
113	地域リハビリテーション 連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたりハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、保健・医療・福祉が密接に連携した 地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。 【地域リハビリテーションケース会議の参加者数】 25年度：850人 ⇒ 29年度：600人

【施策の方向性2】高齢者を支える介護サービス等の充実

高齢者が、支援や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護保険サービスに加え、民間企業やNPO、ボランティアなど多様な主体による在宅福祉サービスや生活支援サービスの充実を図るとともに、地域に根差した高齢者福祉施設の整備を進めます。

また、介護保険制度が安定的に運営されるよう、要介護認定や保険給付の適正化に努めるとともに、質の高いサービスを安定的に提供するため、人材の確保・育成に向けた取組みを推進します。

(基本的な施策1) 介護保険制度の適正な運営

公平・公正な要介護認定を行うため、本市独自の介護認定審査会平準化委員会を設置し、審査判定の適正化を図るとともに、認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医への研修などを実施します。

介護サービス事業者に対しては、介護給付の適正化やサービスの質の向上を図るため、計画的な指導やケアプランチェック等を実施します。

また、所得の低い高齢者に対して、介護保険料の軽減や高額介護サービス費などの利用料の負担を軽減する施策を実施します。

●公平・公正な要介護認定のための取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
114	要介護認定の適正化 (保健福祉・介護保険課)	要介護認定の迅速化・平準化を図るため、介護認定審査会平準化委員会を設置し、定期的に開催します。介護認定審査会を1箇所集中方式で開催し、介護認定審査会の効率的な運営を行うとともに、審査判定に関わる審査会委員や認定調査員及びかかりつけ医への研修などを実施します。

●保険給付の適正な実施に向けた取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
115	保険給付の適正化 (保健福祉・監査指導課)	<p>介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、県及び関係各課との連携のもとで、サービス提供事業者への指導を計画的かつ機動的に行います。</p> <p>【個別に指導を行う事業所数】 25年度：229か所 ⇒ 29年度：250か所</p> <p>【集団指導対象事業所の参加率】 25年度：99% ⇒ 29年度：100%</p>
116	ケアプランチェックの実施 (保健福祉・介護保険課)	<p>居宅介護支援事業所を訪問し、要介護者などに適切なサービスが提供されるよう、本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されているかを検証します。</p> <p>【訪問し、ケアプランの検証を行う事業所数】 25年度：72事業所 ⇒ 29年度：80事業所</p>
117	新規事業所への支援 (保健福祉・介護保険課)	<p>新規参入したサービス提供事業者に対して、本市独自の取組みや事務手続きの周知、適正なサービス提供のために必要な情報提供などを行います。</p> <p>【新規参入事業所数】 25年度：132件 ⇒ 29年度：140件</p>

●低所得者への負担軽減

No.	事業名 (担当課)	事業概要
118	高額介護サービス費 (保健福祉・介護保険課)	介護保険サービスを利用している人に対し、1ヵ月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、超えた額を払い戻し、利用者負担の軽減を行います。
119	特定入所者介護サービス費 (補足給付) (保健福祉・介護保険課)	市民税世帯非課税で介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）・ショートステイを利用している人の居住費（滞在費）・食費について、所有する資産等を勘案した上で、利用者負担の軽減を行います。

120	社会福祉法人による 利用者負担軽減 (保健福祉・介護保険課)	生計が困難な低所得者に対し、社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する場合に利用者負担の軽減を行います。利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対しては、その一部を助成します。
121	市民税課税世帯に対する 特例減額措置 (保健福祉・介護保険課)	高齢者夫婦などの市民税課税世帯で、一方が施設に入所した場合に在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となるなど、一定の要件に該当する場合に利用者負担の軽減を行います。
122	ホームヘルプサービスの 利用者負担軽減 (保健福祉・介護保険課)	障害者総合支援法（旧・障害者自立支援法）の対象であった障害のある人で一定の要件に該当する人に対し、ホームヘルプサービスの利用者負担の軽減を行います。
123	【新規】 低所得者への介護保険料軽減 の強化 (保健福祉・介護保険課)	介護保険法に基づいた公費の投入により、低所得者の介護保険料の負担割合を軽減します。
124	申請による介護保険料の 負担軽減 (保健福祉・介護保険課)	市民税世帯非課税者のうち、特に保険料の負担が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、申請により介護保険料の軽減を行います。
125	その他利用料・保険料の 負担軽減 (保健福祉・介護保険課)	本来適用すべき利用料・保険料を支払えば、生活保護が必要な状態になる場合に、より低い段階の利用料・保険料を適用し、負担の軽減を行います。また、災害など特別な理由で、利用料・保険料の支払が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、負担の軽減を行います。

(基本的な施策2) 介護サービスの質の向上と人材育成の推進

介護保険制度を円滑に実施・運営していくためには、サービスの担い手となる人材を確保するとともに、サービスの質を向上させることが重要になります。そのため、質の高いサービスを提供する人材の確保・育成に取り組むとともに、介護サービス従事者等に対する研修を実施するなど、介護保険制度の円滑な実施・運営に向けた仕組みづくりを関係団体との協働により推進していきます。

●人材の確保・育成

No.	事業名 (担当課)	事業概要
126	福祉人材バンク運営事業 (保健福祉・介護保険課)	<p>福祉人材の無料職業紹介事業を行う「福祉人材バンク」において、求人・求職者への無料相談及び就労あっせん業務、合同就職面談会の開催、広報活動などに取り組み、福祉人材の確保を支援します。</p> <p>【紹介件数】 25年度：356件 ⇒ 29年度：360件</p>
127	潜在的有資格者への就労支援 (保健福祉・介護保険課)	<p>介護福祉士やホームヘルパーなどの資格を有しながら、介護職に就労していない潜在的有資格者を対象に、介護施設の見学と研修等を一体的に実施する就労支援セミナー事業や市内の介護事業所へ派遣する介護人材就労サポート事業などを実施し、潜在的な介護人材と介護事業所との就労に向けたマッチングを支援します。</p> <p>【就労支援セミナー参加者数】 25年度：37人 ⇒ 29年度：80人</p> <p>【派遣労働者数】 25年度：28人 ⇒ 29年度：30人</p>
128	介護サービス従事者への研修 (保健福祉・介護保険課)	<p>介護サービスの質の向上とスキルアップを目的として、介護サービス従事者を対象に、必要な知識・技能を習得するための基礎的・専門的研修など多様なテーマの研修を実施します。また、研修の実施にあたっては、ケアマネジメントや医療の専門性を高めるため、関係機関との連携により研修内容の充実を図ります。</p> <p>【受講者数】 25年度：2,778人 ⇒ 29年度：3,500人</p>

129	社会福祉施設従事者研修事業 (保健福祉・総務課)	<p>老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所などの社会福祉施設において利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修など、従業員の資質の向上に効果的な研修を効率的に実施し、福祉サービスを担う人材の確保を図ります。</p> <p>【延参加者数】 25年度：2,173人 ⇒ 29年度：2,200人</p>
130	介護サービス事業経営者 への研修 (保健福祉・介護保険課)	<p>介護サービス事業の経営者（事業主）を対象に、雇用管理の必要性・重要性や法令遵守についての理解を促進するための研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促進します。</p> <p>【受講者数】 25年度：117人 ⇒ 29年度：120人</p>
再	認知症介護研修事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 №.79)

(基本的な施策3) 地域に根ざした高齢者福祉施設の整備

介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後の高齢化ピーク時以降の中長期的な見込みも考慮し、既存施設の整備状況、在宅と施設のバランス、待機者の状況等を踏まえ、地域に根ざした高齢者福祉施設等の計画的な整備を進めます。

●施設や居住系サービス等の提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
131	介護保険サービスの提供 【施設・居住系サービス】 (保健福祉・介護保険課)	施設やグループホームなどにおいて、介護が必要な高齢者に、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを提供します。

132	特別養護老人ホーム等の整備 (保健福祉・介護保険課)	在宅での介護が困難となった高齢者が入所する特別養護老人ホームや、認知症の高齢者が入居するグループホームを整備します。整備にあたっては、地域の高齢者の多様なニーズに沿ったサービスが提供されるよう、小規模特別養護老人ホームにグループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した複合的な施設や、グループホームに小規模多機能型居宅介護などを併設した事業所を整備します。 【特別養護老人ホーム及びグループホームの定員数(公募選定ベース)】 25年度：7,194人 ⇒ 29年度：7,981人
133	特別養護老人ホーム等への入所円滑化の促進 (保健福祉・介護保険課)	特別養護老人ホームの入所については、申込者の要介護度に加え、心身の状況及び介護者の状況などを評価し、必要性の高い人から入所を行うことで、入所の円滑化を図ります。 また、その他施設等についても、入所の円滑化に取り組みます。

(基本的な施策4) 在宅生活を支援するサービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活していくよう、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護保険の在宅サービスの充実をはじめ、高齢者の状態像やニーズを踏まえた、多様な主体による多様なサービスの充実を図ります。

●介護保険サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
134	介護保険サービスの提供 【在宅サービス】 (保健福祉・介護保険課)	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅サービスや、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。

●介護予防・生活支援サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
135	【新規】 介護予防・生活支援サービス の提供 (保健福祉・介護保険課)	要支援者が利用する予防給付のうち訪問介護と通所介護を、市町村が実施する地域支援事業へ移行し、介護サービス提供事業者をはじめ社会福祉法人やNPO、民間企業、ボランティアなどの多様な主体による多様なサービスを提供できる仕組みである介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

●介護保険以外の在宅福祉サービスの提供

No.	事業名 (担当課)	事業概要
136	訪問給食サービス (保健福祉・高齢者支援課)	栄養管理・改善が必要な一人暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を届け、在宅生活を支援するとともに、利用者の安否を確認し、健康状況に異変があった場合には、関係機関への連絡などを行います。 【利用者数】 25年度：1,173人 ⇒ 29年度：1,200人
137	日常生活用具給付事業 (保健福祉・高齢者支援課)	一人暮らし高齢者などに対して、介護保険の対象になっていない火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付します。
138	在宅高齢者等 おむつ給付サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	原則として、要介護度3以上の認定者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり又は認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行います。
139	在宅高齢者等寝具洗濯 乾燥消毒サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	在宅の寝たきり高齢者が使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行います。

140	在宅高齢者等 訪問理美容サービス事業 (保健福祉・高齢者支援課)	理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などを対象に、理容師・美容師が各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供します。
141	粗大ごみ持ち出し サービス事業 (環境・業務課)	高齢者、妊娠婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。
142	ふれあい収集 (環境・業務課)	ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に玄関先での収集を実施します。
143	在日外国人高齢者 給付金事業 (保健福祉・高齢者支援課)	年金の受給権を制度上得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。

(基本的な施策5) 安心してサービスを利用できる体制づくり

高齢者やその家族が適切なサービスを選択・利用できるように作成した介護サービス標準契約書（介護サービスの提供にかかる契約に関して標準となる契約書）については、引き続き新規サービス事業者への利用啓発を積極的に行っていきます。

また、制度の内容やサービスを提供する事業者の情報、本市が実施する高齢者に関するサービスなどについて、積極的な情報提供に取り組みます。

●適切なサービスを選択・利用するための情報提供の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
144	介護サービス利用標準契約書 の普及 (保健福祉・介護保険課)	安心して介護保険サービスの利用に係る契約を締結できるよう、利用者と事業者双方の権利義務関係を明確にするとともに、双方を保護する観点から、市と福岡県弁護士会北九州部会との協働で作成した標準的な契約書について周知を図ります。

145	市民への広報・周知 (保健福祉・介護保険課)	介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。また、介護保険サービス利用者に利用状況を記載した給付費通知を送付します。 【出前講演、出前トークの実施回数】 25年度：出前講演 19回、出前トーク 19回 ⇒ 29年度：出前講演 20回、出前トーク 20回
-----	---------------------------	---

【施策の方向性3】権利擁護・虐待防止の充実・強化

認知症高齢者等の権利や財産を守る権利擁護の取組みを、市民や関係機関等との協働により推進します。

また、すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、地域や関係機関等との連携により、虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを推進します。

(基本的な施策1) 高齢者の権利擁護の推進

認知症高齢者等が増加していく状況を踏まえると、権利擁護の重要性はますます高まっていくことから、市民向け啓発セミナー等を開催して周知を図るとともに、弁護士や司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化して、権利擁護を図る上で重要な制度である成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進します。さらに、成年後見制度のニーズの高まりに対応するためには、親族や弁護士等専門職に加えて市民による後見活動が必要になることから、市民後見人の育成及び活用に取り組み、市民後見を推進するための体制整備を充実・強化します。

●権利擁護の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
146	成年後見制度利用支援事業 (保健福祉・高齢者支援課)	「成年後見制度」の利用促進のため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。また、必要に応じて市長が家庭裁判所へ後見等の申立てを行うとともに、生活保護受給者などの場合は、その申立費用や後見人報酬を助成します。 【成年後見制度相談件数】 25年度：508件 ⇒ 29年度：530件
147	あんしん法律相談事業 (保健福祉・高齢者支援課)	高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。

148	地域福祉権利擁護事業 (日常生活支援事業) (保健福祉・高齢者支援課)	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、支援員が福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービスを提供します。
149	市民後見促進事業 (保健福祉・高齢者支援課)	「市民後見人」を育成するとともに、「権利擁護・市民後見センター（らいと）」で法人後見を実施する等により、育成した「市民後見人」に対する活動機会の提供を図ります。 【市民後見人養成数（累計）】 25年度：106人 ⇒ 29年度：170人
再	高齢者虐待対応職員 レベルアップ事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 №.151)
再	高齢者に対する 消費者被害対策の推進 (市民文化スポーツ・消費生活センター)	(再掲 №.182)

(基本的な施策2) 高齢者の虐待防止対策の強化

高齢者虐待防止法や相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対する職員に対する研修を実施して高齢者虐待対応能力の向上を図ります。

また、介護疲れや認知症に対する理解の不足、近隣との関係など様々な問題が高齢者虐待の背景にあることから、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、様々な問題が重なって複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを充実します。

●総合的な虐待対策の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
150	高齢者虐待防止事業 (保健福祉・高齢者支援課)	地域包括支援センターを中心とした地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムを、弁護士など専門職と連携を図りながら円滑に運用します。また、高齢者虐待防止について市民周知を図ります。
151	高齢者虐待対応職員 レベルアップ事業 (保健福祉・高齢者支援課)	地域包括支援センター職員を中心に、業務上必要な法的知識や障害分野など高齢者分野以外の必要な知識習得を図ります。 【研修開催回数】 25年度：年8回 ⇒ 29年度：年9回
再	地域包括支援センター 運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.103)

●施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止のための取組み

No.	事業名 (担当課)	事業概要
152	施設及び介護サービス事業者 による高齢者虐待防止 システム (保健福祉・介護保険課)	高齢者へ適切なケアを提供するために必要な知識の普及・啓発を行います。 また、虐待に気づいた家族や介護サービス従事者などが相談・通報・届出するための窓口を設置します。虐待と判断された場合は、県に報告するとともに、老人福祉法や介護保険法に基づき適切な指導を行います。

【施策の方向性4】安心して生活できる環境づくり

高齢者が望む多様なライフスタイルを実現できるよう、ニーズを踏まえた住まいを確保するとともに、住まいに関する情報提供や円滑に入居できる環境の整備を推進します。

また、安全・安心・快適な生活環境の向上を図るため、道路や公共施設など生活空間のバリアフリー化を進めるとともに、移動手段の確保や防災・防犯対策など、地域の生活課題の解決に向けた取組みを進めます。

さらに、高齢者の新たなニーズや潜在需要に対応した新たなサービス産業を振興していきます。

(基本的な施策1) 高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保

高齢者が自らのライフスタイルにあわせた住まいの選択や改修などができるよう、多様な住まいの普及・確保に取り組みます。

高齢者に配慮した住宅の普及について、高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対して引き続き家賃補助等を行うなど入居を支援するほか、高齢者に配慮した住宅の普及に向けた制度の周知や高齢者等に配慮した市営住宅の整備・改善を行います。また、介護が必要な高齢者等が居住する住宅の改修に対する助成など住宅のバリアフリー化を推進していきます。さらに、高齢者の住まい方への取組みとして、持ち家処分や高齢者向けの住宅への住み替え等に関する情報提供や相談支援などに取り組むほか、高齢者のルームシェア等を研究します。

●高齢者に配慮した住宅の普及促進や改修支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
153	サービス付き 高齢者向け住宅の普及 (建築都市・住宅計画課) (保健福祉・介護保険課)	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。 【サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数】 25年度：960戸 ⇒ 29年度：1,500戸

154	高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援 (建築都市・住宅計画課)	バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、入居者の居住の安定確保を図ります。 【高齢者向け優良賃貸住宅の入居率】 25年度：87% ⇒ 29年度：通年80%
155	市営住宅の整備事業 (市営住宅の建替、新設及びふれあいむらの整備) (建築都市・住宅整備課)	市営住宅の建替や新設においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』(バリアフリー化)の住宅を供給します。また、高齢者が安心して生活できるように、福祉施設と連携して、生活援助員を派遣し、日常生活相談や緊急時の対応などを行う『ふれあいむら』(高齢者向けケア付き市営住宅)も整備します。 【建替や住戸改善によるバリアフリー化率】 25年度：30% ⇒ 27年度：32%
156	すこやか住宅改造助成事業 (保健福祉・高齢者支援課)	介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様(段差解消など)に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。
157	すこやか住宅改造事業者向け研修会等の実施 (建築都市・住宅計画課)	すこやか住宅改造助成事業に携わる相談員(建築士)や施工業者を対象とした研修会を実施し、住宅改造を行う際に、必要な知識や技術力の向上を図ります。
158	住まい向上リフォーム促進事業 (建築都市・住まい向上支援課)	良質な住宅ストックの形成と活用を促進するため、既存住宅において、高齢化対応やエコ(環境対策)、安全・安心に資するリフォーム工事に対し、その費用の一部を補助します。
159	市営住宅ストック総合改善事業 (すこやか改善) (建築都市・住宅管理課)	既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、またぎ高さを抑えた浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。 【建替や住戸改善によるバリアフリー化率】 25年度：30% ⇒ 27年度：32%
160	「北九州市居住支援協議会」の開催 (建築都市・住宅計画課) (保健福祉・総務課)	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居支援策等を協議し、必要な支援を実施していきます。

161	市営住宅定期募集における 住宅困窮者募集制度 (建築都市・住宅管理課)	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るために、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い高齢者を対象に優先入居を実施します。対象者は、60歳以上の高齢者単身の方、または高齢者、障害のある人、児童などの同居親族を含む高齢者世帯の方です。なお、この制度は高齢者のほか、障害のある人、母子・父子、多子世帯を対象としています。 【住宅困窮者募集戸数】 25年度：521戸 ⇒ 29年度：500戸
再	高齢者住宅等安心確保事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 №67)
再	高齢者住宅相談事業 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 №104)

(基本的な施策2) 安心して行動できる生活環境の整備

高齢者を含めたすべての人が、安心して行動できる環境を整えるため、住民主体の地域づくりを行う団体への支援を引き続き行います。

また、定期的な関係団体との意見交換や公共施設周辺のバリアフリー現地点検を実施し、歩道のバリアフリー整備の向上に努めるなど、道路等のバリアフリー化の推進に取り組みます。

さらに、地域・交通事業者の主体的な取組みを支援して、おでかけ交通の運行の維持・継続を図るなど、高齢者の外出支援を推進します。あわせて、身近なところに商店がなく、日々の買い物に不安を抱えた高齢者等の買い物支援を推進します。

●住民主体の地域づくりに対する支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
162	住民主体の地域づくりの促進 (市民文化スポーツ・地域振興課)	住民主体の地域づくりを一層促進するため、「地域総括補助金の導入」や「校区まちづくり支援事業」等、地域づくりに取り組むまちづくり協議会の活動を支援します。また、地域情報や課題解決のアイデア等を盛り込んだ地域カルテの作成を支援します。 【地域総括補助金を導入したまちづくり協議会の数】 25年度：128団体 ⇒ 29年度：136団体

163	まちづくり ステップアップ事業 (市民文化スポーツ・市民活動推進課)	地域の特性を活かした活動や地域の活性化に資する新たな市民活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進します。 【NPO 等に対する補助金の交付件数（累計）】 25 年度：182 件 ⇒ 29 年度：303 件
再	買い物応援ネットワーク 推進事業 (保健福祉・総務課)	(再掲 №.173)

●バリアフリー化の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
164	人にやさしい まちづくりの推進 (保健福祉・総務課)	高齢者を含めた誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。
165	バリアフリーの まちづくり事業 (建設・道路計画課)	高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全に快適に活動できるよう、歩道の新設や拡幅、平坦化、さらには視覚障害者誘導用ブロックの連続設置など、歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。
166	JR既存駅バリア 解消促進等事業 (建築都市・都市交通政策課)	高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。 【バリアフリー化整備完了駅数】 25 年度：13 駅 ⇒ 28 年度：14 駅（※対象駅のバリアフリー化完了）

167	<p>超低床式乗合バスの導入促進 (建築都市・都市交通政策課) (交通局・運輸課)</p>	<p>高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の超低床式バスの導入を促進します。</p> <p>【民間バス事業者のノンステップバス等導入台数】 25年度：10台 ⇒ 29年度：15台 【市営バスへのノンステップバス等の導入台数】 25年度：3台 ⇒ 29年度：3台</p>
168	<p>スポーツ施設 ユニバーサルデザイン化 推進事業 (市民文化スポーツ・スポーツ振興課)</p>	<p>子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に、安全・安心にスポーツ施設を利用できるよう、計画的なユニバーサルデザイン化に取り組みます。</p> <p>【体育施設設備のユニバーサルデザイン化の実施】 29年度までに：総合体育館自動扉設置、市内体育館の室内扉開閉軽量化実施</p>
169	<p>地域に役立つ公園づくり (建設・公園建設課)</p>	<p>身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。</p>
170	<p>安全・安心対策 緊急総合支援事業 (都市公園のバリアフリー化) (建設・公園建設課)</p>	<p>子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安全に安心して使用できる公園を目指して、段差の解消や階段への手すりの設置等のバリアフリー化を行い、施設利用の安全性及び利便性の向上を図ります。</p>

●高齢者等の外出支援と買い物支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
171	おでかけ交通 (建築都市・都市交通政策課)	バス路線が廃止になった地区や高台地区等において、高齢者を含む住民の生活交通手段の確保を目的として、地域・交通事業者・市の連携により、地元の協力体制づくりや一定の採算性の目途を前提に、交通事業者がマイクロバスやジャンボタクシー等を運行します。
172	ふれあい定期の発行 (交通・総務経営課)	高齢者の外出支援を図るため、年齢が75歳以上の人にを対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売しています。
173	買い物応援ネットワーク 推進事業 (保健福祉・総務課)	地域・事業者・行政などが参加した「買い物応援ネットワーク会議」の開催、地域住民が主体となった買い物支援などの取組みを通して、地域住民と事業者、支援者をつなぐ体制の強化を図り、安心して買い物できる地域づくりを進めます。

(基本的な施策3) 防災・防犯対策の推進

高齢者の日常生活の安全・安心のため、高齢者の防災・防犯対策に取り組みます。

避難行動要支援者に係る避難支援については、新たに対象となった方の追加などの避難行動要支援者名簿の更新、また、より実効性のある「自助・共助」を基本とする地域住民が主体となった支援づくりを目指し、地域の見守り活動を活用した事業実施のために、関係団体との連携強化を図っていきます。

消費者被害対策については、地域住民が主体となった見守り活動などの支援が、より実効性のあるものとなるよう、関係機関などとの連携を強化していきます。

●防災対策

No.	事業名 (担当課)	事業概要
174	避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくりの推進 (危機管理室・危機管理課) (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方（避難行動要支援者）を名簿に登録・作成し、平常時から自治会（市民防災会）などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。
175	みんな de Bousai まちづくりモデル事業 (危機管理室・危機管理課)	地域ぐるみの防災ネットワーク構築に向け、自治会、民生委員、PTA、外国人、障害者、大学生、企業、NPO、子育てしている人など、地域のさまざまな方が参加する住民主体の地区 Bousai 会議を設置し、当該地区における防災活動を活性化するとともに、周辺地区への発展を図るために、小学校区単位でモデル事業を実施します。
176	住宅防火対策の推進 (消防・予防課)	住宅火災での高齢者・障害者等の死亡率が高いことから、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行います。また、市内全 105 隊の消防隊が高齢者宅等を直接訪問して、防火指導等を行うことで、火災による死者数の低減と出火危険の排除を推進します。
177	福祉施設等の防火安全対策 (消防・指導課)	高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を消防査察で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。

178	地区安全担当制度事業のさらなる推進 (消防・警防課)	市民の防災に関する関心と参画意識を高め、消防と地域住民が連携・協力して地域の防災力を高める取り組みを推進します。 具体的には、地域の防災訓練の指導や支援、地域会議に参加して地域住民と意見交換を行うなど、地域とともに防災のまちづくりを行う事業です。
179	高齢者に対する救急対策事業 (消防・救急課)	突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施していきます。
180	高齢者に対する予防救急の普及啓発 (消防・救急課)	救急隊の出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で発生した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「家庭内で起きた事故の分析結果」を作成しています。特に高齢者の家庭内での事故を未然に防止するため、各種講習の資料として用いるほか、ホームページに掲載し、広く資料提供していきます。

●防犯対策

No.	事業名 (担当課)	事業概要
181	高齢者交通安全の推進 (市民文化スポーツ・安全・安心都市整備課)	第8次北九州市交通安全計画において、「高齢者の安全確保」を視点の1つとして定め、四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動を行い、高齢者の交通安全意識の高揚や交通安全知識の浸透を図ります。また、事故実態に応じた交通安全指導、調剤薬局を通じての「高齢者交通安全アドバイス事業」を実施します。

182	高齢者に対する 消費者被害対策の推進 (市民文化スポーツ・消費生活センター)	高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。 【啓発講座（高齢者対象）の受講者数】 25年度：5,871人 ⇒ 29年度：6,000人
183	【新規】 高齢者の犯罪被害防止の推進 (市民文化スポーツ・安全・安心推進課)	高齢者の犯罪被害防止を目的に啓発グッズの配布や出前講演等を行い、高齢者の被害未然防止につなげます。 【出前講演等の実施回数】 25年度：5回 ⇒ 29年度：10回

（基本的な施策4）高齢者を中心とした新たなサービス産業の振興

地域企業、大学、医療・福祉機関、行政等の連携により、医療・福祉関連分野での課題・ニーズの共有を図るとともに、ロボット技術やＩＣＴ技術も活用しながら、新たなサービスの提供や製品の開発・普及に取り組み、健康増進・長寿産業の振興を図ります。また、高齢化率の高い大都市として、高齢者の健康づくり、福祉、見守り等の分野で、高齢者ニーズに対応した汎用性の高いビジネスモデルを構築し、国内外に発信します。さらに、高齢者をはじめとする全ての市民が質の高い生活を送ることができるよう、健康、医療・福祉、教育・文化、住宅などの市民生活の質の向上に貢献するビジネスを振興します。

●高齢者の健康増進・長寿産業の振興

No.	事業名 (担当課)	事業概要
184	いきいき健康生活応援！ 新サービス創出事業 (産業経済・サービス産業政策課)	健康づくり、疾病予防、高齢者などの生活のサポート、子育て・教育支援などで、女性や若者の雇用に結びつく市民の健康で快適な生活につながる新しいサービス（健康・生活支援サービス）のビジネスプランを募集し、優秀なプランについて初期費用を助成することにより、多様化するライフスタイルに応える健康・生活支援サービス産業の創出を目指します。

185	健康・生活産業振興事業 (産業経済・サービス産業政策課)	「北九州市健康・生活産業振興協議会」において、健康・介護、女性・若者、子育て・教育など身の回りの生活を豊かにする新たなビジネスをプロジェクト形式で創出し、雇用の増加を図ります。
-----	---------------------------------	--

●生活の質を支える生活支援ビジネスの振興

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	住まい向上リフォーム 促進事業 (建築都市・住まい向上支援課)	(再掲 No.158)
再	買い物応援ネットワーク 推進事業 (保健福祉・総務課)	(再掲 No.173)

●医療・介護分野参入に向けた研究開発・事業化支援の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
186	新成長戦略推進のための研究 開発プロジェクト事業 (産業経済・新産業振興課)	(公財) 北九州産業学術推進機構 (F A I S) に補助金を交付し、「北九州市新成長戦略」を推進するための「低炭素化技術」、「次世代自動車」、「ロボット」、「地域の超高齢化・健康長寿社会に対応した高齢者サポート技術」等の市内の大学や企業が実施する研究開発に対して助成を行います。

●介護・生活支援ロボットの開発支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
187	介護・生活支援ロボットの 開発支援 (産業経済・新産業振興課)	市内企業が進めている「介護・生活支援ロボット」開発、製品化を加速するとともに、介護現場での利活用を支援するなど、使う側の支援や啓発を含めた事業を行います。

●高齢者の就業促進と介護分野の雇用創出

No.	事業名 (担当課)	事業概要
再	生涯現役夢追塾の運営 (保健福祉・高齢者支援課)	(再掲 №.36)
再	高年齢者雇用環境づくり事業 (産業経済・雇用政策課)	(再掲 №.15)
再	福祉人材バンク運営事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 №.126)
再	潜在的有資格者への就労支援 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 №.127)
再	介護サービス従事者への研修 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 №.128)
再	社会福祉施設従事者研修事業 (保健福祉・総務課)	(再掲 №.129)
再	介護サービス事業経営者 への研修 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 №.130)
再	認知症介護研修事業 (保健福祉・介護保険課)	(再掲 №.79)